

## 健康増進法 第25条

たばこを吸わない人が、たばこの煙を吸い込むことを「**受動喫煙**」といいます。喫煙者が吐き出す「主流煙」よりも、たばこの先から出ている「副流煙」には、より多くの有害物質が含まれています。

**たばこによる健康被害は喫煙者だけの問題ではありません。**

健康増進法が平成15年5月1日に施行され、多数の者が利用する施設の管理者は受動喫煙の防止措置を講ずるよう、定められました。

### 健康増進法 「受動喫煙の防止」

第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙をすわされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

# 受動喫煙防止対策について

平成22年2月25日 厚生労働省局長通知（抜粋）

## 1 健康増進法第25条の規定の趣旨

受動喫煙による健康への悪影響については、科学的に明らかになっている。

本条は、受動喫煙による健康への悪影響を排除するために、多数の者が利用する施設を管理する者に対し、喫煙を防止する措置をとる努力義務を課す事とし、これにより、国民の健康増進の観点からの受動喫煙防止の取組みを積極的に推進することとしたものである。

## 2 健康増進法第25条の規定の対象となる施設

本条における「その他の施設」は、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、**ホテル、旅館等の宿泊施設**、屋外競技場、遊技場、娯楽施設等多数の者が利用する施設を含むものであり、本条の趣旨にかんがみ鉄軌道車両、バス、タクシー、航空機、及び旅客船などについても「その他の施設」に含まれるものである。

## 3 今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性

多数の者が利用する公共的な空間については、**原則として全面禁煙であるべきである。**

一方で、全面禁煙が極めて困難な場合等においては、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策をすすめることとする。また、特に、屋外であっても子供の利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である。

## 4 受動喫煙防止措置の具体的方法

### (1) 施設・区域における受動喫煙防止対策

受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として**全面禁煙であるべきである。**

全面禁煙を行っている場所では、その旨を表示し、周知を図るとともに、来客者等に理解と協力を求める等の対応をとる必要がある。

また、少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい。

### (2) 全面禁煙が極めて困難である施設・区域における受動喫煙防止対策

全面禁煙が極めて困難である場合には、施設管理者に対して、当面の間、喫煙可能区域を設定する等の対策を求めるとし、**将来的には全面禁煙を目指すことを求める。**

全面禁煙が極めて困難である場合においても、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないことはもちろんのこと、適切な受動喫煙防止措置を講ずるよう努める必要がある。

喫煙区域を設定した場合においては、禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示し、周知を図り、理解と協力を求めると共に、**喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることがないように、措置を講ずる必要がある。**

例えば、当該区域が喫煙可能区域であり、たばこの煙への曝露があり得ることを注意喚起するポスターを掲示する等の措置が考えられる。